

教育の情報化の推進に関する論点（案）

I 異時送信（同時中継授業以外の授業の過程で行う公衆送信）について

1. 権利制限規定の見直しに当たっての法の運用上の課題への対応について

教育関係団体からは、いずれも、権利制限規定を含む著作権法の適切な運用を確保するため、著作権に関する研修、普及啓発活動に取り組む旨が表明された。また、当事者間協議においては、法解釈に関するガイドラインの策定の必要性が両当事者間で確認され、今後その具体化に向けた検討が進められることとされた。これらの点をどのように評価するか。

2. 権利者の著作物利用市場への影響への配慮について

(1) これまで、権利者の保護すべき著作物利用市場への影響への配慮の在り方について、「教育機関のニーズを満たす配信サービス等が権利制限の対象外となるようにする方法」と「補償金請求権を付与する方法」について検討が行われたところだが、これまでの議論や関係団体の検討状況等を踏まえ、どのように対応することが適当か。

(2) 補償金請求権を付与することとする場合、以下の点についてどのように考えるか。

①補償金請求権の対象とする範囲について

前回の議論においては、複製・公衆送信のいずれも対象とするべきとの意見と、異時送信のみを対象とするべきとの意見があったが、いずれとすることが適当か。

②補償金の徴収分配団体について

補償金の徴収分配を指定団体によって実施することとする場合、実際に団体設立の見通しが得られるか否かについては引き続き見極めを行うことが必要と考えるがどうか。

③補償金額の水準について

権利制限の趣旨を踏まえ、補償金額の水準についてはどのようなものが妥当と考えるか。

II. 教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有する際の著作物の利用円滑化について

これまでの議論を踏まえれば、権利制限規定による対応の是非やその在り方を判断していく上で、権利者に及び得る影響について考察を深める必要があると考えられるため、教材等の共有に係るより詳細なニーズを把握した上で、更に検討を行うべきではないか。

III. ライセンス環境の整備について

当事者間協議における議論も踏まえ、権利者 37 団体（予定）が構成する「教育利用に関する著作権等管理協議会」が設立され、同協議会や著作権管理団体において、教育機関のニーズに応えるライセンス環境の整備に向けた検討が行われている。

引き続きこれらの枠組等における検討が進められることが期待されるが、審議会として当事者間協議における今後の検討について、特に要請すべき事柄はあるか。